

パブリッククラウド閉域接続サービス TYPE-B 契約約款
(クラウド・コネクト TYPE-B)

2024 年 11 月

Our Mind, Timeless
Our Challenge, Timeless
沖縄セルラー

目 次

第1章 総則

第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1

第2章 サービスの種類等

第4条 サービスの品目等	2
--------------	---

第3章 提供区域

第5条 接続拠点	2
----------	---

第4章 契約

第6条 契約の単位	3
第7条 共同契約	3
第8条 契約申込の方法	3
第9条 契約申込の承諾	3
第10条 最低利用期間	3
第11条 品目等の変更	3
第12条 契約者回線の増設又は廃止	4
第13条 契約者回線の利用の一時中断	4
第14条 その他の契約内容の変更	4
第15条 本サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第16条 契約者が行う本サービス契約の解除	4
第17条 当社が行う本サービス契約の解除	4
第18条 その他の提供条件	5
第19条 当社による本サービス内容の変更、中止又は廃止	5
第20条 諸規則変更に関する通知	5

第5章 付加機能の提供等

第21条 付加機能の提供	5
第22条 付加機能の最低利用期間	5
第23条 付加機能の変更	6
第24条 付加機能の廃止	6

第6章 利用中止等	
第25条 利用中止	6
第26条 利用停止	7
第7章 通信等	
第27条 通信利用の制限等	7
第8章 料金等	
第1節 料金及び工事に関する費用	
第28条 料金及び工事に関する費用	8
第2節 料金等の支払義務	
第29条 料金の支払義務	8
第30条 工事費の支払義務	9
第3節 料金の計算方法等	
第31条 料金の計算方法等	10
第32条 料金等の支払いの連帯責任	10
第4節 割増金及び遅延損害金	
第33条 割増金	10
第34条 遅延損害金	10
第9章 保守	
第35条 契約者の維持責任	10
第36条 契約者の切分責任	10
第37条 修理又は復旧の順位	11
第10章 損害賠償	
第38条 責任の制限	11
第39条 免責	12
第11章 雜則	
第40条 承諾の限界	12
第41条 利用に係る契約者の義務	12
第42条 他人に使用させる場合の契約者の義務	13
第43条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	13
第44条 提供条件	13
第45条 法令に規定する事項	13
第46条 秘密情報の取扱い	13

第 47 条 閲覧	14
別記	16
料金表	19
別表	26

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、当社が BBIX 株式会社（以下「BBIX」といいます。）から、その全部又は一部の利用を許諾することが認められたクラウド接続サービス「Open Connectivity eXchange」(以下「OCX」といいます。)を「パブリッククラウド閉域接続サービス TYPE-B」（以下「本サービス」といいます。）として提供するため、利用条件として「パブリッククラウド閉域接続サービス TYPE-B 契約約款」（以下「本約款」といいます。）を定めるものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することができます。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの
クラウドサービス提供事業者	クラウドサービスを提供する事業者
パブリッククラウドサービス	クラウドサービス提供事業者が提供するクラウドサービスのうち、ネットワーク経由で他の利用者と共同利用するタイプの利用形態のサービス
パブリッククラウド閉域接続サービス	クラウドサービス提供事業者の提供するパブリッククラウドサービスとパブリッククラウド閉域接続サービス網を接続することにより行う電気通信サービス 以下、本サービスという
パブリッククラウド閉域接続サービス網	別記1に定める接続拠点において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル、若しくはイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
パブリッククラウド閉域接続サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりパブリッククラウド閉域接続サービスを提供する当社の事業所。 以下、接続拠点または本サービス取扱局という
パブリッククラウド閉域接続サービス取扱所	パブリッククラウド閉域接続サービスに関する業務を行う当社の事務所 以下、本サービス取扱所という

パブリッククラウド閉域接続サービス契約	当社からパブリッククラウド閉域接続サービスの提供を受けるための契約 以下、本サービス契約という
収容局設備	パブリッククラウド閉域接続収容網に所属するパブリッククラウド閉域接続サービス取扱局に設置される電気通信設備
契約者	当社とパブリッククラウド閉域接続サービス契約を締結している者
契約者回線	パブリッククラウド閉域接続サービス契約に基づいて、パブリッククラウド閉域接続サービスの接続拠点と接続リージョンの間の物理回線と論理回線の組合せで構成される電気通信設備
中継回線	収容局設備と他の収容局設備との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
接続拠点	パブリッククラウド閉域接続サービス取扱局の項参照
接続リージョン	パブリッククラウドサービスにおいて接続できるとされる地理的なエリア。クラウドサービス提供事業者によって定義される。
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び当社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 サービスの種類等

（サービスの品目等）

第4条 本サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目及び細目があります。

2 本サービスと接続されるパブリッククラウドサービスは料金表に定めます。

第3章 提供区域

（接続拠点）

第5条 本サービスは、当社が別記1に定める接続拠点において提供します。

2 当社は、当社が指定する本サービス取扱所において接続拠点等を閲覧に供します。

第4章 契 約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の本サービス契約を締結します。

- 2 契約者回線とは、クラウド中継回線(Physical Port)とクラウド接続回線(Cloud Connection)との1の組合せおよび1又は複数のクラウドVLAN(Virtual Circuit Interface)で構成される1の組合せとします。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について、契約者が2人以上となる本サービス契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

- 2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約申込の方法)

第8条 本サービスの契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を本サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 本サービスのサービス種別、品目及び細目
(2) その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第9条 当社は、本サービスの契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービスの契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
(2) 本サービスの契約の申込みをした者が料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第10条 本サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日（契約者回線の増設により新たに設置した部分については、その契約者回線の提供を開始した日）から起算して1か月間とします。ただし、特に定めのある場合は、これを優先します。
3 契約者は、前項の最低利用期間内に本サービスの契約の解除、契約者回線の廃止、契約者回線の移転若しくは本サービスの契約の品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

第11条 契約者は、本サービスの品目または細目の変更を請求することができます。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の増設又は廃止）

第12条 契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求をすることができます。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の利用の一時中断）

第13条 当社は、契約者から請求があつたときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（その他の契約内容の変更）

第14条 当社は、契約者から請求があつたときは、第8条（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（本サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第15条 契約者が本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者が行う本サービス契約の解除）

第16条 契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う本サービス契約の解除）

第17条 当社は、次の場合には、その本サービス契約を解除することができます。

（1）第26条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。

2 当社は、契約者が次のいずれか該当した場合には、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除できるものとします。

（1）契約者が第26条（利用停止）の規定に該当する場合、または申込の際に申告事項に虚偽の記載がある場合において、当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。

（2）契約者に対する差押え、または仮差押えの申し立てがあつたとき。

（3）契約者に対する破産、民事再生手続、個人債務者再生手続の申し立てがあつたとき。

（4）契約者と連絡が取れず、当社が本サービスの提供に必要な情報を得ることができない状態が、一定期間継続したとき。

（5）契約者回線の終端の場所に契約者の居住事実がないとき、若しくは居住地が判明しないとき。

（6）契約者が死亡または解散したことを当社が知ったとき。

3 当社は、前2項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、ただし、本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるときは、この限りでは

ありませんあらかじめ契約者にそのことを通知します。

(他の提供条件)

第 18 条 本サービス契約に関する他の提供条件については、当社が別記に定めるところによります。

(当社によるサービス内容の変更、中止又は廃止)

第 19 条 当社は、技術上、営業上、又はその他の理由（接続拠点の建物の使用停止、本サービス用通信回線の使用不能による場合、第 26 条（利用中止）第 1 項各号に該当する事由の長期化その他の要因を含みます。）により、本サービスの全部又は一部につき内容を変更したり、本サービスの提供を中止又は廃止することがあります。

- 2 前項の規定に基づき当社が本サービスの提供自体を廃止した場合には、当社の指定する日をもって本サービス契約は終了するものとします。
- 3 当社は、前 2 項に基づき本サービスを変更又は中止する場合は、第 20 条（諸規則変更に関する通知）に定める方法により 1 ヶ月前までに契約者に通知するものとします。ただし、本サービスの変更又は中止によって契約者等に損害が発生した場合でも、何らの責任も負わないものとします。
- 4 当社は、第 1 項及び第 2 項に基づき本サービスを廃止する場合は、第 20 条（諸規則変更に関する通知）に定める方法により 3 ヶ月前までに契約者に通知するものとします。ただし、本サービスの廃止によって契約者等に損害が発生した場合でも、何らの責任も負わないものとします。
- 5 当社は、本サービスに関する営業を第三者に譲渡する場合、第 20 条（諸規則変更に関する通知）に定める方法により契約者に事前に通知することをもって、本サービス契約に基づく全ての当社の本サービス提供者たる地位を譲渡することができるものとします。また、契約者は、この場合において、当社がかかる地位を譲り受ける者に契約者情報（間接契約者の契約者情報を含みます）の開示をすることをあらかじめ了承するものとします。ただし、これは、第 16 条（契約者が行う本サービス解約の解除）に規定する本サービス契約の解約又は終了を妨げるものではありません。
- 6 当社と BBIX との間の OCX サービス利用契約が終了した場合は、事由の如何にかかわらず、直ちに本サービス契約は終了し、契約者の本サービスの利用権限は消滅するものとします。当社は、本サービス契約の終了によって契約者に損害が発生した場合でも、何らの責任も負わないものとします。

(諸規則変更に関する通知)

第 20 条 当社から契約者への諸規則変更に関する通知は、契約者が当社に届け出た住所への発送、電子メールアドレスへの送信のいずれかの方法により行うものとし、かつ当社ホームページへ掲載します。なお、当該規則の軽微な変更においては、当社ホームページへの掲載をもって通知することにします。

- 2 第 1 項の規定に基づき当社が諸規則変更に関する通知を契約者に行う場合には、当社が契約者に当該通知を発信した時点からその効力を生じるものとします。
- 3 契約者が、第 1 項に定める方法で行われた当社からの通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は、契約者等に対し一切責任を負わないものとします。

第 5 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 21 条 当社は、契約者から請求があったときは、その本サービス契約について、次の場合を除き、料金表第 1 表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等本サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

第 22 条 当社が別に定める付加機能については、料金表第 1 表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、その付加機能の提供を開始した日から起算して 1 年間とします。ただし、特に定めのある場合は、これを優先します。
- 3 当社が別に定める付加機能の提供を請求した契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止又は付加機能の区分の変更があった場合は、当社が定める期日までに料金表第 1 表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(付加機能の変更)

第 23 条 当社が別に定める付加機能に係る契約者は、当社が別に定める付加機能の品目又は細目の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があつたときは、当社は、第 21 条(付加機能の提供)の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止)

第 24 条 当社は、次の場合に付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、本サービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があつたとき。
- (2) 料金表第 1 表(料金)に定める付加機能の提供条件を満たさなくなったとき。
- (3) 当社は、料金表第 1 表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第 6 章 利用中止等

(利用中止)

第 25 条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 27 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 26 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 41 条（利用に係る契約者の義務）又は第 42 条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

第 7 章 通信等

(通信利用の制限等)

第 27 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名

気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記1-1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、当社が設置した電気通信設備が本サービスの利用に重大な障害を及ぼす恐れがあることが判明した場合、予防措置として当該電気通信設備の修理、又は、改善を行うために、本サービスの利用を中止する措置をとることがあります。
- 3 通信が著しく輻湊したとき、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 4 契約者が、当社のサービスの提供、他の契約者のサービスの利用又は当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為若しくは恐れのある場合は、通信の利用を制限することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第28条 本サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 本サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、本サービスの様態に応じて、クラウド中継回線(物理回線)、クラウド接続回線(物理回線)、サービスリンク(論理回線)、附加機能に係る加算料及び減算額を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(料金の支払義務)

第29条 契約者は、その本サービス契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本サービス契約の解除、契約者回線の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することのできない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除き、本サービスを利用できなかつた期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その本サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合、付加機能のうちライトアクセス機能を利用する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかつた時間（1時間の倍数である部分に限ります。）について、1時間ごとに時間を計算し、その時間に対応する本サービスについての料金（本サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間について、その時間に対応する本サービスについての料金（本サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
3 契約者回線等の移転、接続変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により本サービスを利用しなかつた場合であつて、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなつた日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する本サービスについての料金（本サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
4 接続回線の接続休止をしたとき	接続回線の接続休止をした日から起算し再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

- 第30条 契約者は、本サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその料金表第2表(工事に関する費用)サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第31条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等の支払いの連帯責任)

第32条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第33条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第34条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保 守

(契約者の維持責任)

第35条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第36条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、本サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請

求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第 37 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 27 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 10 章 損害賠償

(責任の制限)

- 第 38 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 29 条（料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連續したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連續した時間（第 29 条（料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応する本サービスに係る料金額（本サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第39条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たつて、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（本サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雜 則

(承諾の限界)

- 第40条 当社は、契約者から工事その他の請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

- 第41条 契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、本サービスを利用しないこと。なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみます。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第 42 条 契約者は、当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかつた場合を除いて、当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負つていただきます。
- (2) 契約者は、当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者によるものについても、当社に対して支払いの責任を負つていただきます。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負つていただきます。

(注) 本条第 3 号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款規定の適用とします。

- ア 第 35 条(契約者の維持責任)
- イ 第 36 条(契約者の切分責任)
- ウ 別記 3(契約者の本サービスへ接続等)
- エ 別記 4(パブリッククラウドサービスの接続)
- オ 別記 5(契約者の本サービスへ接続等に異常がある場合等の検査)
- カ 別記 6(パブリッククラウドサービスに異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第 43 条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

(提供条件)

第 44 条 本サービスにおける基本的な提供条件は、別記に記載のとおりとします。

(法令に規定する事項)

第 45 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 に定めるところによります。

(秘密情報の取扱い)

第 46 条 契約者及び当社は、相手方当事者（以下「被開示者」といいます。）に対して以下に定義する秘密情報を提供する当事者（以下「開示者」といいます。）の事前の書面による承諾がない限り、本サービスに関連して開示者から開示され又は本サービスの利用に際して知り得た開示者、開示者の親会社・関連会社、若しくは開示者の顧客の技術上、営業上その他のあらゆる非公開情報であつて（個人情報を含みます。）、秘密である旨の表示により又は開示の状況若しくは情報自体の性質により秘密として保持すべきであると合理的に解すべき情報（以下「秘密情報」といいます。）を、(i)第三者に開示又は提供し、又は、(ii)本サービスを利用する目的以外のために利用しないものとします。但し、以下の各号に該当するものは除きます。

- (1) 開示者から開示を受け又は被開示者が知得した時点で公知であったと立証できた情報
 - (2) 開示者の開示又は被開示者の知得後に被開示者の過失なく公知となったと立証できた情報
 - (3) 開示者の開示又は被開示者の知得時に被開示者が秘密保持義務を負うことなく保有していたと立証できた情報
 - (4) 被開示者が独自にかつ開示者の秘密情報を参照することなく開発したと立証できた情報
 - (5) 開示制限を負わずに開示を行う権限を有する第三者から被開示者が適切に入手したと立証できた情報
- 2 秘密情報は、法令の規定により権限ある行政若しくは司法その他の公的機関から開示又は提出を命じられた場合には、開示することができるものとします。但し、開示する当事者は、法令により求められる範囲内において当該開示・提出命令に従うものとし、当該開示を行った場合は、開示者に対してその内容及び開示先を速やかに通知するものとします。
- 3 第1項にかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報を、自己の役員、従業員、保守等の業務委託先であつて、(i)本サービスを提供するために知る必要があり、(ii)被開示者と同等の秘密保持義務を負うことに合意する者に限り、開示することができるものとします。また、第1項にかかわらず、当社は、本サービス契約を履行するため、秘密情報を、BBIXに開示することができるものとします。
- 4 その原因の如何を問わず、本サービス契約が終了した場合、契約者及び当社は、本契約上開示され又は知得したあらゆる相手方当事者の秘密情報を次第速やかに返却又は廃棄するものとし、以後その形態を問わずこれを保持してはならないものとします。
- 5 本条は、本サービス契約終了後も引き続き3年間その効力を有するものとします。

(閲覧)

第47条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別 記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに本サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに本サービス取扱所に通知していただきます。

3 契約者の本サービスへ接続等

- (1) 本サービス契約に係る契約者回線において、当社が本サービスに接続するに必要な設定情報は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本サービス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりその契約者回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。
- (4) 契約者は、契約者回線の接続のある接続拠点において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4 パブリッククラウドサービスの接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の接続リージョンにおいて、その契約者回線にパブリッククラウドサービスを接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その専用回線等に接続されているパブリッククラウドサービスを解約したときは、そのことを当社に通知していただきます。

5 契約者の本サービスへ接続等に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者の本サービスへ接続等に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その契約者の本サービスへ接続等が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。

6 パブリッククラウドサービスに異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されているパブリッククラウドサービスに異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、そのパブリッククラウドサービスの接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることができます。

7 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

8 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を提供することを主な目的とする通信社

9 提供条件の項目

項目
1 提供条件
2 責任分界点
3 運用保守

※ 詳細は別表(TYPE-B 提供条件)に定めます。

料 金 表

目 次

通 則	17
第 1 表 料 金	17
1 適 用	19
2 料 金 額	22
(1) 基 本 料	22
(2) 付 加 機能 に 係 る 加 算 料	22
(3) 特 別 な 電 气 通 信 設 備 の 利 用 料	23
第 2 表 工 事 に 關 す る 費 用	24
第 1 工 事 費	24
1 適 用	24
2 工 事 費 の 額	24

通 則

(料金表の適用)

- 1 本サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金等の変更)

- 2 当社は、本サービスに関する料金又は工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金又は工事に関する費用によります。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者がその本サービス契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日に本サービスの提供開始（端末設備についてはその提供開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日に本サービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日に本サービスの開始（端末設備についてはその提供開始）を行い、その日に本サービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日に本サービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき、この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第33条（料金の支払い義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき
- 5 4の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の了承を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望する場合は、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 10に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

1 1 約款第29条（料金の支払義務）から第30条（工事費の支払義務）までの規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額（本体価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。））に基づき算定した額に消費税相当額を加算した額とします。なお、支払いを要するものとされている額と料金表に表示する消費税込み額（本体価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により算定した額とは差が生じる場合があります。

(料金等の臨時減免)

1 2 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(閲覧)

1 3 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第1表 料金

1 適用

区分	内容																							
(1) サービス種別の設定	<p>ア 当社の本サービスは、次表のとおりサービス種別ごとに接続拠点において提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>接続拠点名</th> <th>住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TYPE-B</td> <td>O C T 那覇 データセンター</td> <td>沖縄県那覇市</td> <td>略称 ONDC</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、特別な料金(設備設置費等)の支払いを必要としないで本サービスを提供する接続拠点および接続リージョンを定めます。</p> <p>ウ 接続拠点は、当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>				サービス種別	接続拠点名	住所	備考	TYPE-B	O C T 那覇 データセンター	沖縄県那覇市	略称 ONDC												
サービス種別	接続拠点名	住所	備考																					
TYPE-B	O C T 那覇 データセンター	沖縄県那覇市	略称 ONDC																					
(2) 接続拠点等	<p>ア 当社は、本サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおりサービス種別ごとに接続リージョンを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>接続リージョン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TYPE-B</td> <td>東京 大阪</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				サービス種別	接続リージョン	備考	TYPE-B	東京 大阪															
サービス種別	接続リージョン	備考																						
TYPE-B	東京 大阪																							
(3) 接続可能なパブリッククラウドサービスの種類等	<p>ア 当社は、本サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおりサービス種別ごとに接続可能なパブリッククラウドサービスと接続リージョンを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>パブリッククラウドサービス</th> <th>接続リージョン</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">TYPE-B</td><td>Amazon Web Service</td><td>東京 大阪</td><td>略称 AWS</td></tr> <tr> <td>Google Cloud Platform</td><td>東京 大阪</td><td>略称 Google、GCP</td></tr> <tr> <td>Microsoft Azure</td><td>東京 大阪</td><td>略称 Azure</td></tr> <tr> <td>Oracle Cloud Infrastructure</td><td>東京 大阪</td><td>略称 Oracle、OCI</td></tr> <tr> <td>IBM Cloud</td><td>東京 大阪</td><td>略称 IBM</td></tr> </tbody> </table>				サービス種別	パブリッククラウドサービス	接続リージョン	備考	TYPE-B	Amazon Web Service	東京 大阪	略称 AWS	Google Cloud Platform	東京 大阪	略称 Google、GCP	Microsoft Azure	東京 大阪	略称 Azure	Oracle Cloud Infrastructure	東京 大阪	略称 Oracle、OCI	IBM Cloud	東京 大阪	略称 IBM
サービス種別	パブリッククラウドサービス	接続リージョン	備考																					
TYPE-B	Amazon Web Service	東京 大阪	略称 AWS																					
	Google Cloud Platform	東京 大阪	略称 Google、GCP																					
	Microsoft Azure	東京 大阪	略称 Azure																					
	Oracle Cloud Infrastructure	東京 大阪	略称 Oracle、OCI																					
	IBM Cloud	東京 大阪	略称 IBM																					

(4) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、本サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>50Mbps</td><td>最大 50Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>100Mbps</td><td>最大 100Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>200Mbps</td><td>最大 200Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>300Mbps</td><td>最大 300Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>400Mbps</td><td>最大 400Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>500Mbps</td><td>最大 500Mbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>1Gbps</td><td>最大 1Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>2Gbps</td><td>最大 2Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>5Gbps</td><td>最大 5Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td>10Gbps</td><td>最大 10Gbps の符号伝送が可能なもの</td></tr> </tbody> </table>	品目	内容	50Mbps	最大 50Mbps の符号伝送が可能なもの	100Mbps	最大 100Mbps の符号伝送が可能なもの	200Mbps	最大 200Mbps の符号伝送が可能なもの	300Mbps	最大 300Mbps の符号伝送が可能なもの	400Mbps	最大 400Mbps の符号伝送が可能なもの	500Mbps	最大 500Mbps の符号伝送が可能なもの	1Gbps	最大 1Gbps の符号伝送が可能なもの	2Gbps	最大 2Gbps の符号伝送が可能なもの	5Gbps	最大 5Gbps の符号伝送が可能なもの	10Gbps	最大 10Gbps の符号伝送が可能なもの													
品目	内容																																			
50Mbps	最大 50Mbps の符号伝送が可能なもの																																			
100Mbps	最大 100Mbps の符号伝送が可能なもの																																			
200Mbps	最大 200Mbps の符号伝送が可能なもの																																			
300Mbps	最大 300Mbps の符号伝送が可能なもの																																			
400Mbps	最大 400Mbps の符号伝送が可能なもの																																			
500Mbps	最大 500Mbps の符号伝送が可能なもの																																			
1Gbps	最大 1Gbps の符号伝送が可能なもの																																			
2Gbps	最大 2Gbps の符号伝送が可能なもの																																			
5Gbps	最大 5Gbps の符号伝送が可能なもの																																			
10Gbps	最大 10Gbps の符号伝送が可能なもの																																			
(5) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり接続構成またはパブリッククラウドサービスの態様による細目を定めます。</p> <p>ア クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)の態様による細目</p> <table border="1" data-bbox="468 988 1389 1100"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>品目</th> <th>接続構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>TYPE-B</td><td>1Gbps</td><td>シングル構成</td></tr> </tbody> </table> <p>※ クラウド接続回線(Cloud Connection)の品目を超えるクラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)の品目の合計は収容できません</p> <p>イ クラウド接続回線(Cloud Connection)の態様による細目</p> <table border="1" data-bbox="468 1280 1389 2037"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th> <th>品目</th> <th>パブリッククラウドサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">TYPE-B</td><td rowspan="3">50Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr> <tr><td>Google Cloud Platform</td></tr> <tr><td>Microsoft Azure</td></tr> <tr> <td rowspan="3">100Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr> <tr><td>Google Cloud Platform</td></tr> <tr><td>Microsoft Azure</td></tr> <tr> <td rowspan="3">200Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr> <tr><td>Google Cloud Platform</td></tr> <tr><td>Microsoft Azure</td></tr> <tr> <td rowspan="2">300Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr> <tr><td>Google Cloud Platform</td></tr> <tr> <td rowspan="2">400Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr> <tr><td>Google Cloud Platform</td></tr> <tr> <td rowspan="4">500Mbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr> <tr><td>Google Cloud Platform</td></tr> <tr><td>Microsoft Azure</td></tr> <tr><td>IBM Cloud</td></tr> <tr> <td>1Gbps</td><td>Amazon Web Service</td></tr> </tbody> </table>	サービス種別	品目	接続構成	TYPE-B	1Gbps	シングル構成	サービス種別	品目	パブリッククラウドサービス	TYPE-B	50Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	Microsoft Azure	100Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	Microsoft Azure	200Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	Microsoft Azure	300Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	400Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	500Mbps	Amazon Web Service	Google Cloud Platform	Microsoft Azure	IBM Cloud	1Gbps	Amazon Web Service
サービス種別	品目	接続構成																																		
TYPE-B	1Gbps	シングル構成																																		
サービス種別	品目	パブリッククラウドサービス																																		
TYPE-B	50Mbps	Amazon Web Service																																		
		Google Cloud Platform																																		
		Microsoft Azure																																		
	100Mbps	Amazon Web Service																																		
		Google Cloud Platform																																		
		Microsoft Azure																																		
	200Mbps	Amazon Web Service																																		
		Google Cloud Platform																																		
		Microsoft Azure																																		
	300Mbps	Amazon Web Service																																		
		Google Cloud Platform																																		
	400Mbps	Amazon Web Service																																		
		Google Cloud Platform																																		
	500Mbps	Amazon Web Service																																		
		Google Cloud Platform																																		
		Microsoft Azure																																		
		IBM Cloud																																		
	1Gbps	Amazon Web Service																																		

			Google Cloud Platform Microsoft Azure Oracle Cloud Infrastructure さくら IBM Cloud										
		2Gbps	Amazon Web Service Google Cloud Platform Microsoft Azure Oracle Cloud Infrastructure さくら IBM Cloud										
		5Gbps	Amazon Web Service Google Cloud Platform Microsoft Azure Oracle Cloud Infrastructure さくら IBM Cloud										
			※ VLAN(Virtual Circuit Interface)の品目の合計がクラウド接続回線(物理回線)の品目を超える収容はできません										
(6) 付加機能に係る料金の適用	ア 本サービスに係る付加機能には、次表のとおり接続帯域および接続構成の態様による細目を定めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th><th>付加機能</th><th>単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TYPE-B</td><td>仮想ルータ</td><td>台毎</td></tr> </tbody> </table>		サービス種別	付加機能	単位	TYPE-B	仮想ルータ	台毎				
サービス種別	付加機能	単位											
TYPE-B	仮想ルータ	台毎											
(7) 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用	ア 本サービスには、次表のとおり、最低利用期間があります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th><th>サービス区分</th><th>最低利用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">TYPE-B</td><td>クラウド中継回線(Physical Port)</td><td>1年</td></tr> <tr> <td>クラウド接続回線(Cloud Connection)</td><td>1か月</td></tr> <tr> <td>クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)</td><td>1か月</td></tr> </tbody> </table>		サービス種別	サービス区分	最低利用期間	TYPE-B	クラウド中継回線(Physical Port)	1年	クラウド接続回線(Cloud Connection)	1か月	クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)	1か月
サービス種別	サービス区分	最低利用期間											
TYPE-B	クラウド中継回線(Physical Port)	1年											
	クラウド接続回線(Cloud Connection)	1か月											
	クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)	1か月											
	イ 契約者は、最低利用期間内に本サービス契約の解除があった場合は、第 29 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。												
	ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止、契約者回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。												
(8) 最低利用期間内に付加機能の解除があった場合の料金の適用	ア 本サービスに係る付加機能は、次表のとおり、最低利用期間があります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種別</th><th>付加機能</th><th>最低利用期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TYPE-B</td><td>仮想ルータ</td><td>1か月</td></tr> </tbody> </table>		サービス種別	付加機能	最低利用期間	TYPE-B	仮想ルータ	1か月				
サービス種別	付加機能	最低利用期間											
TYPE-B	仮想ルータ	1か月											

	<p>イ 契約者は、最低利用期間内に付加機能の解除があった場合は、第 29 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止、契約者回線の移転があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>
(9) 構内配線の利用料金の適用	契約者は、O C T 那覇データセンターにおける回線終端装置等とクラウド中継回線(Physical Port)の接続毎に係る構内配線利用料金を適用します。
(10) 特別な電気通信設備の料金の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。

2 料金額

(1) 基本料

① クラウド中継回線(Physical Port)利用料

サービス種別	品目	料金額（円／月）
TYPE-B	100Mbps	3 6 , 0 0 0
	1Gbps	1 0 7 , 0 0 0
	10Gbps	3 2 0 , 0 0 0

(税抜価格)

② クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)利用料

サービス種別	品目	料金額（円／月）
TYPE-B	1Gbps 毎	1 2 , 0 0 0

(税抜価格)

③ クラウド接続回線(Cloud Connection)利用料

サービス種別	品目	料金額（円／月）
TYPE-B	50Mbps	1 2 , 0 0 0
	100Mbps	1 2 , 0 0 0
	200Mbps	1 4 , 0 0 0
	300Mbps	1 4 , 0 0 0
	400Mbps	1 4 , 0 0 0
	500Mbps	1 4 , 0 0 0
	1Gbps	1 6 , 0 0 0
	2Gbps	1 6 , 0 0 0
	5Gbps	1 6 , 0 0 0

(税抜価格)

(2) 付加機能に係る加算料

サービス種別	オプション名	単位	料金額（円／月）
TYPE-B	仮想ルータ	台毎	35,000 (税抜価格)

(3) 構内配線の利用料

料金種別	料金額（円／月）
構内配線の利用料	8,000

(4) 特別な電気通信設備の利用料

料金種別	料金額
特別な電気通信設備利用料	別に算定する実費

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第36条(工事費の支払い義務)の規定によるほか、次の通りとします。

区分	内容		
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線において、1の工事ごとに適用します。		
(2) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は次のとおりとします。		
サービス種別	工事の区分	適用	
	ア クラウド接続回線 (Cloud Connection) の設定等に係る工事	クラウド接続回線(物理回線)の設 置、設定等の場合に適用します。	
	イ 付加機能の設定等に係 る工事	付加機能の設定等に適用します。	
	ウ 構内配線に係る工事	構内配線の設置に適用します。	
※ クラウド中継回線(Physical port)およびサービスリンク(論理 回線)に係る工事費は発生しません。			

2 工事費の額

サービス種別	工事の種類	単位	接続構成	工事費の額（円）
TYPE-B	クラウド中継回線 (Physical Port)の設 定等に係る工事	1の工事ごとに	100Mbps	179,000
			1Gbps	
			10Gbps	
	クラウドVLAN(Virtual Circuit Interface)の 設定等に係る工事	1の工事ごとに	1Gbps	27,000
			50Mbps	
			100Mbps	
			200bps	
			300Mbps	
			400bps	
			500bps	
			1Gbps	27,000
			2Gbps	
			5Gbps	
	付加機能の設定等に係 る工事(仮想ルータ オ プション)	1の工事ごとに	1Gbps	33,000
	構内配線	1の工事ごとに	-	20,000
備考 上記の他、特別な工事を要する場合は、別途実費相当額を頂くことがあります。				

(税抜価格)

別 表

TYPE-B 提供条件

1. 提供条件 TYPE-B 基本サービス

(1) 提供条件 TYPE-B 基本サービス

パブリッククラウド閉域接続サービスTYPE-Bを提供するにあたり、提供条件を以下に定めます。

- クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)インターフェースに設定した帯域以上の通信が発生した場合は、超過分のイーサネットフレームを破棄します。
- TYPE-B のネットワークはジャンボフレーム対応となります。対応可能な MTU は 9,000 バイトです。
- QoS(Quality of Service)による優先制御は行いません。
- スパニングツリープロトコルの制御で利用する BPDU(Bridge Protocol Data Unit)を破棄します。
- ブロードキャストストーム発生時はお客様にて解消いただきますようお願いいたします。
- レイヤ 3 以上のプロトコルに利用制限はありません。
- 一つのサービスリンク(論理回線)でご利用いただける MAC アドレスの最大登録数は 1,024 です。
- 収容装置の送信側 TX を若番、受信側 RX を老番にしています。

また、クラウド中継回線(Physical Port)、クラウド接続回線(Cloud Connection)、クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)における提供条件は以下のとおりです。

① クラウド中継回線(Physical Port)

クラウド中継回線(Physical Port)は以下の条件で提供します。

- 帯域確保型：契約頂いた帯域幅を確保してクラウド中継回線(Physical Port)を提供します。また、使用している帯域幅に応じて増強を行うことで、帯域幅を確保します。ご利用できる帯域幅は他のお客様のご利用状況などにより低下する場合があります。

② クラウド接続回線(Cloud Connection)

クラウド接続回線(Cloud Connection)は以下の条件で提供します。

品目 (接続帯域)	1Gbps	10Gbps
インターフェース種別	1000BASE-LX	10GBASE-LR
通信速度	1Gbps	10Gbps
通信モード	Auto Negotiation	
接続ケーブル線種	シングルモード光ファイバ 2心	
接続ケーブルコネクタ形状	SC / LCコネクタ ※お客様機器に合わせてご指定いただけます。	
VLAN方式	VLANタグ(IEEE802.1q準拠) タグ無し	
VLAN設定上限数	VLANタグ : 4,094(1回線あたり) タグ無し : 1(1回線あたり)	

VLAN IDの指定	可能
構内配線の契約	必要

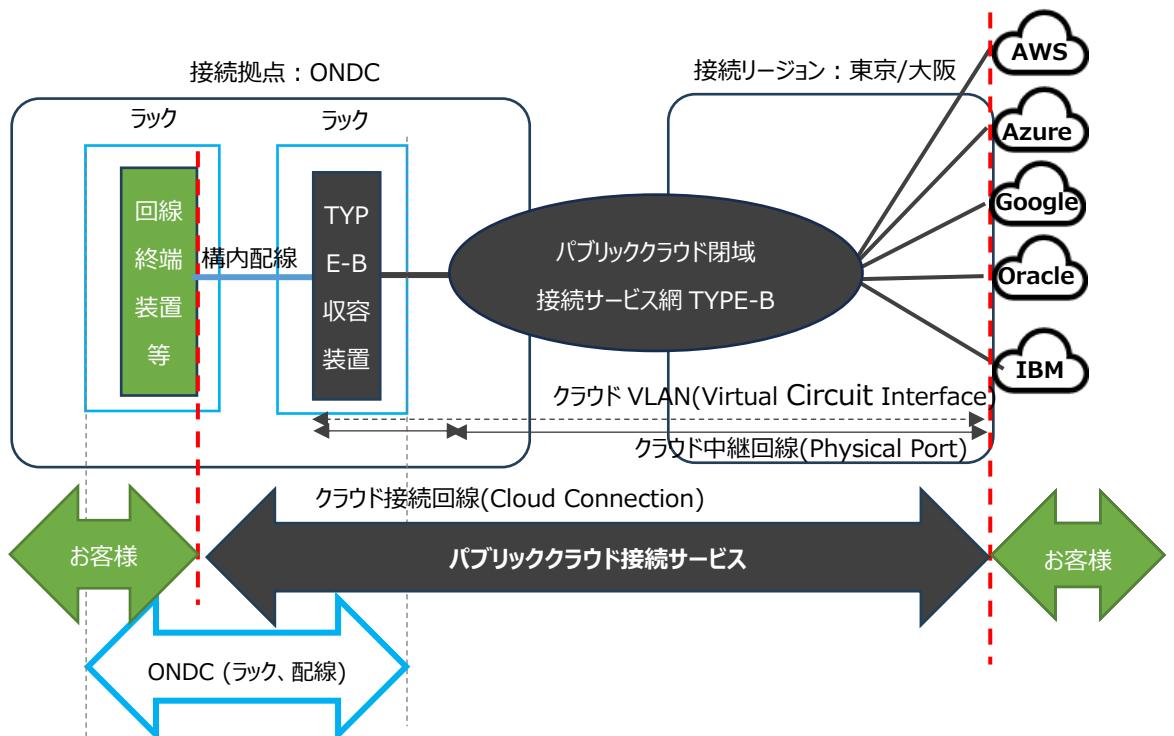
③ クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)

- クラウド VLAN(Virtual Circuit Interface)は、本サービスを契約しているお客様と、クラウドサービス事業者を論理回線で接続します。
- 論理回線インターフェースに設定可能な帯域および構成パターンについては、接続するクラウドサービス事業者により異なります。
- サービスリンク(論理回線)インターフェースの設定帯域の合計値は、クラウド接続回線(物理回線)の帯域を上限とします。
- サービスリンク(論理回線)インターフェースの設定帯域を超えたイーサネットフレームは破棄されます。
- 一つのサービスリンク(論理回線)でご利用いただける MAC アドレスの最大登録数は 1,024 です。

(2) 責任分界点 TYPE-B 基本サービス

TYPE-B のお客様との責任分界点は以下の図のとおりとなります。

- 接続拠点側 : TYPE-B 収容装置の収容ポート
- 接続リージョン側 : クラウドサービス事業者との間で定めた責任分界点



(3) 運用保守 TYPE-B 基本サービス

TYPE-A 基本サービスの運用保守は以下の表のとおりとなります。

監視	24時間365日
保守	24時間365日
計画停止	原則2週間前までにあらかじめ指定された電子メール等の連絡手段により通知

2. 提供条件 TYPE-B 付加機能

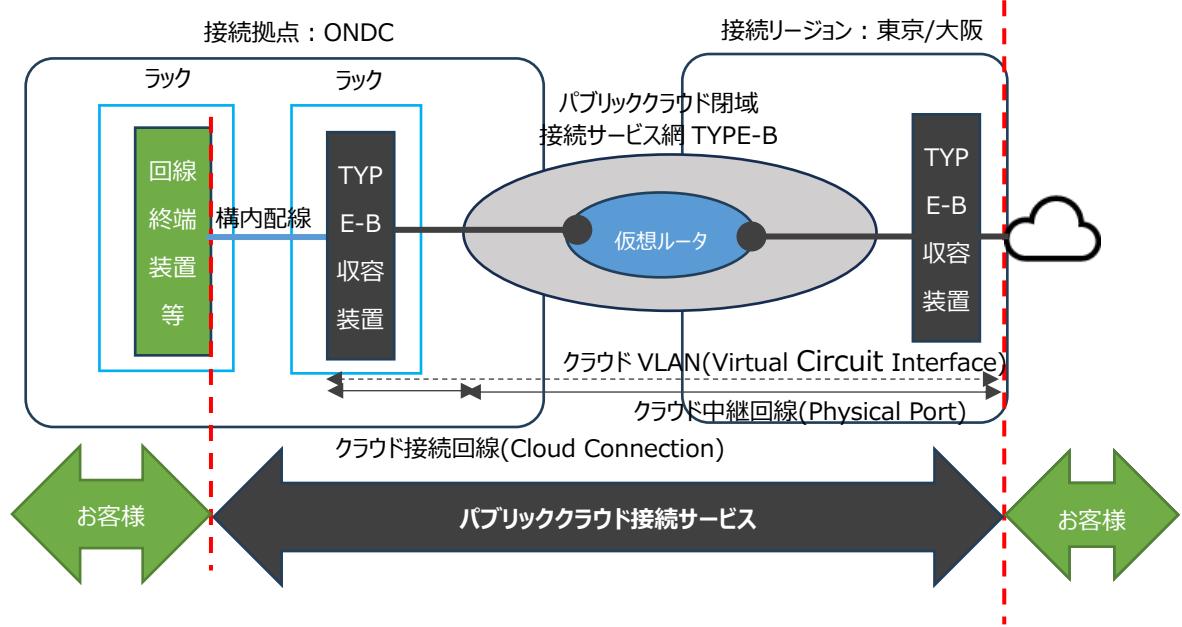
(1) 提供条件 TYPE-B 付加機能

付加機能	仮想ルータ オプション			
接続帯域	1Gbps		10Gbps	
ルータ構成タイプ	シングル構成	冗長構成	シングル構成	冗長構成
ルータ台数	1台	2台	1台	2台
VRF作成数	仮想ルータ1台あたり1つ			
ポートタイプ	論理ポート： <ul style="list-style-type: none"> ● 物理インターフェースにVLANを複数設定し、VLAN単位で論理ポートとしてお客様に割り当てます。 ● お客様との接続においては、ポート数は仮想ルータ1台あたり1とします。 ● ポート毎にIEEE802.1Q で規定されているVLAN IDを当社が割り当てます。お客様機器およびお客様ご利用のクラウドサービスにて当社が指定したVLAN IDを設定していただきますようお願いいたします。VLAN IDが不要な場合は、Native設定することも可能です。 ● AS番号はお客様で64999 を共有することとなります。必要によりお客様ご指定のAS番号を設定することも可能です。 ● VRFごとの学習できる経路数は「1,000」に制限しております。上限値である「1,000」を超過した場合、新たな経路は学習されません。 			
お客様装置との接続	VLAN	VLAN tag (IEEE802.1Q準拠)またはNative		
	IPアドレス	IPv4		
	ルーティングプロトコル	スタティック / BGP BGPをご利用になる場合は、当社よりお客様ネットワークのPrivate AS番号を指定させていただきます。冗長接続時の経路制御はBGPのパスアトリビュートであるAS PATH及びLOCAL PREFERENCEを用いて行います。		
	冗長構成	仮想ルータ間接続方法	1Gbpsまで	10Gbpsまで
	冗長構成	仮想ルータ間速度	10Gbpsの回線を最大10のお客様で共有	お客様専用の10Gbps 回線を提供
冗長構成	冗長プロトコル	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮想ルータにてマルチキャストパケットを使用した冗長化プロトコルを動作させ、お客様ネットワーク向けGWを冗長化することが可能です。本構成の場合、上記マ 		

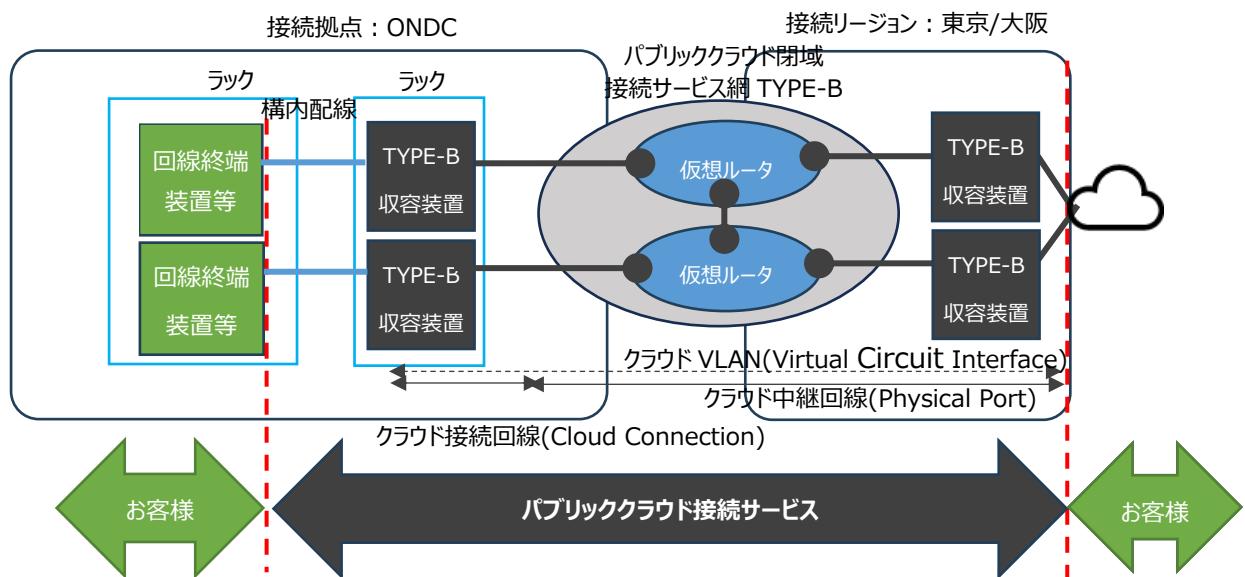
		ルチキャストパケットの転送を、お客様機器を介して行いますので、お客様にて必要な設定等をご準備願います。
パブリッククラウドサービス提供事業者との接続		<p>パブリッククラウドサービス提供事業者の仕様による</p> <ul style="list-style-type: none"> ● パブリッククラウドサービス接続用のIPアドレスを使用して、クラウド事業者が指定する方式により接続します。IPアドレスがお客様ネットワークのIPアドレスと重複する場合には、使用できません。冗長接続時の経路制御はBGPのパスアトリビュートであるAS PATH及びLOCALPREFERENCEを用いて行います。

(2) 責任分界点 TYPE-B 付加機能

仮想ルータ オプション シングル構成



仮想ルータ オプション 冗長構成



(3) 運用保守 TYPE-B 付加機能

TYPE-B 付加機能の運用保守は以下の表のとおりとなります。

監視	24時間365日
保守	24時間365日
計画停止	原則2週間前までにあらかじめ指定された電子メール等の連絡手段により通知

附則

(実施期日)

この約款は、2024年11月1日から施行します。